

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

（1）制度概要



学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

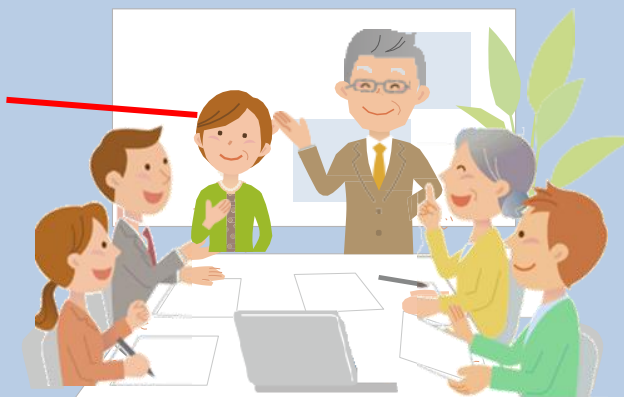
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

(委員) 10～15人程度

- ・地域住民、保護者
- ・地域学校協働活動推進員
- ・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者)

など

地域学校協働活動
推進員



地域学校協働活動



地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、

・放課後等における学習支援・体験活動

(放課後子供教室など)

・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動

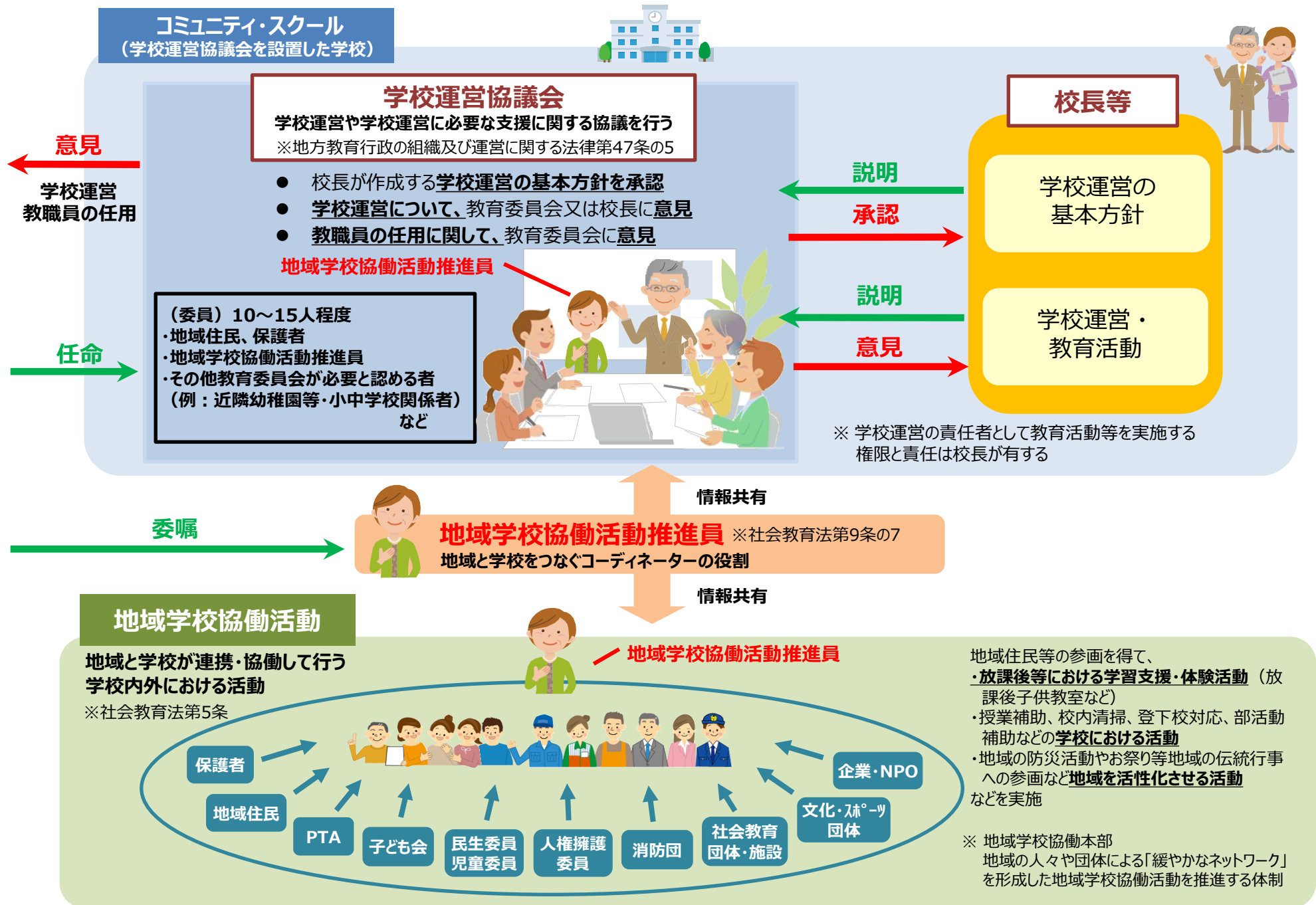
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動

などを実施

※地域学校協働本部

地域の人々や団体による
「緩やかなネットワーク」を形成した
地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



(2) 実施状況

令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

〔 40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合 〕

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

調査基準日：令和6年5月1日

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258園 2,437園	353園 341園	15.6% 14.0%	557園 510園	24.7% 20.9%
小学校	18,291校 18,437校	12,001校 10,812校	65.6% 58.6%	13,793校 13,487校	75.4% 73.2%
中学校	8,951校 9,010校	5,761校 5,167校	64.4% 57.3%	6,481校 6,173校	72.4% 68.5%
義務教育学校	232校 202校	180校 152校	77.6% 75.2%	186校 152校	80.2% 75.2%
高等学校	3,437校 3,449校	1,281校 1,144校	37.3% 33.2%	652校 581校	19.0% 16.8%
中等教育学校	35校 35校	8校 8校	22.9% 22.9%	3校 4校	8.6% 11.4%
特別支援学校	1,130校 1,117校	569校 511校	50.4% 45.7%	263校 237校	23.3% 21.2%
合計	34,334校 34,687校	20,153校 18,135校	58.7% 52.3%	21,935校 21,144校	63.9% 61.0%

※下段は令和5年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況 -校種別導入校数の推移-

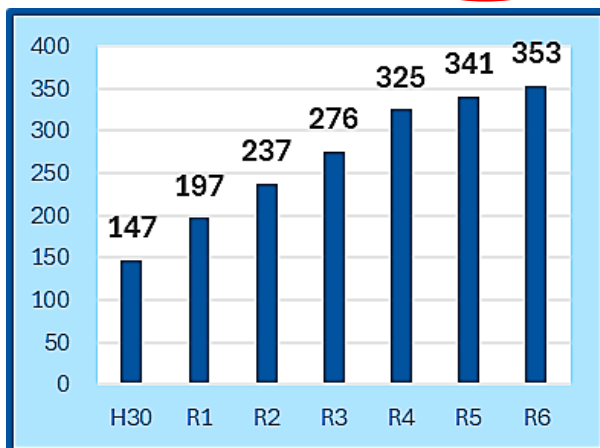
令和6年5月1日
時点

(文部科学省調べ)

幼稚園

353/2,258園

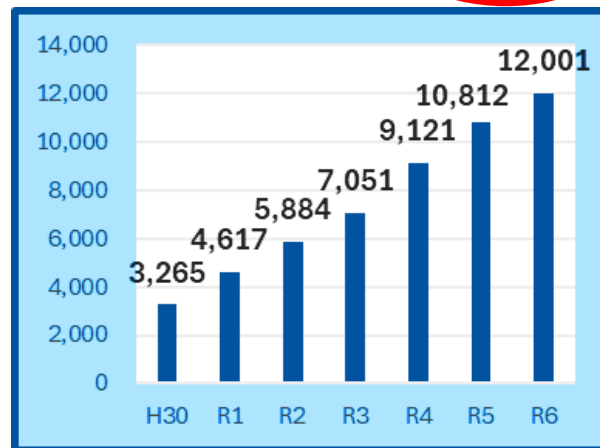
15.6%



小学校

12,001/18,291校

65.6%



中学校

5,761/8,951校

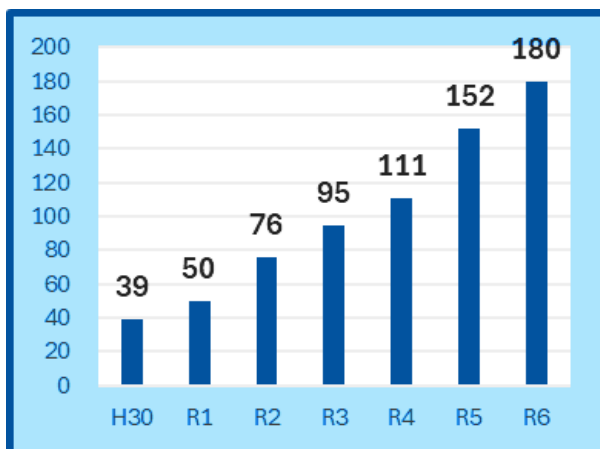
64.4%



義務教育学校

180/232校

77.6%

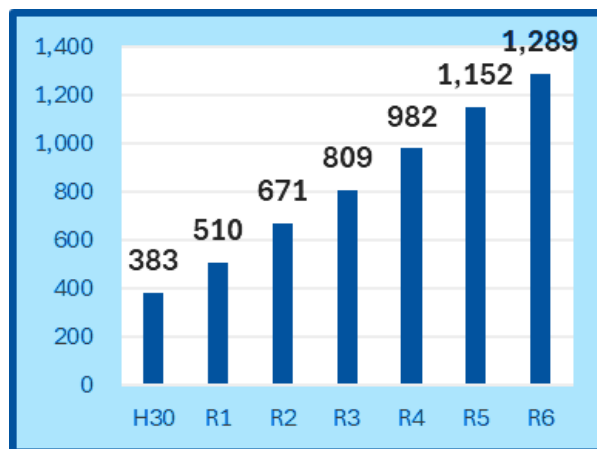


高等学校

(中等教育学校含む)

1,289/3,472校

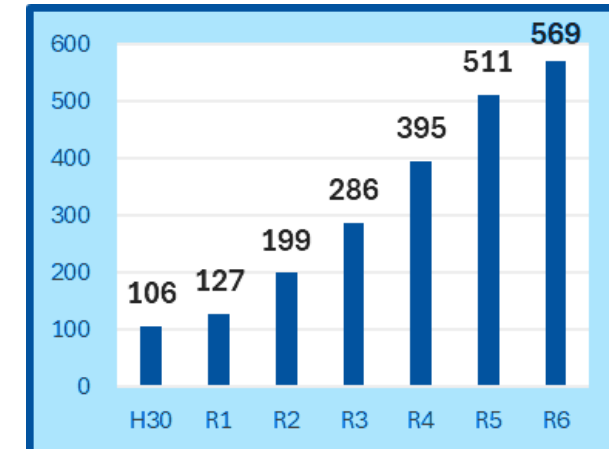
37.1%



特別支援学校

569/1,130校

50.4%



コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和6年5月1日
時点

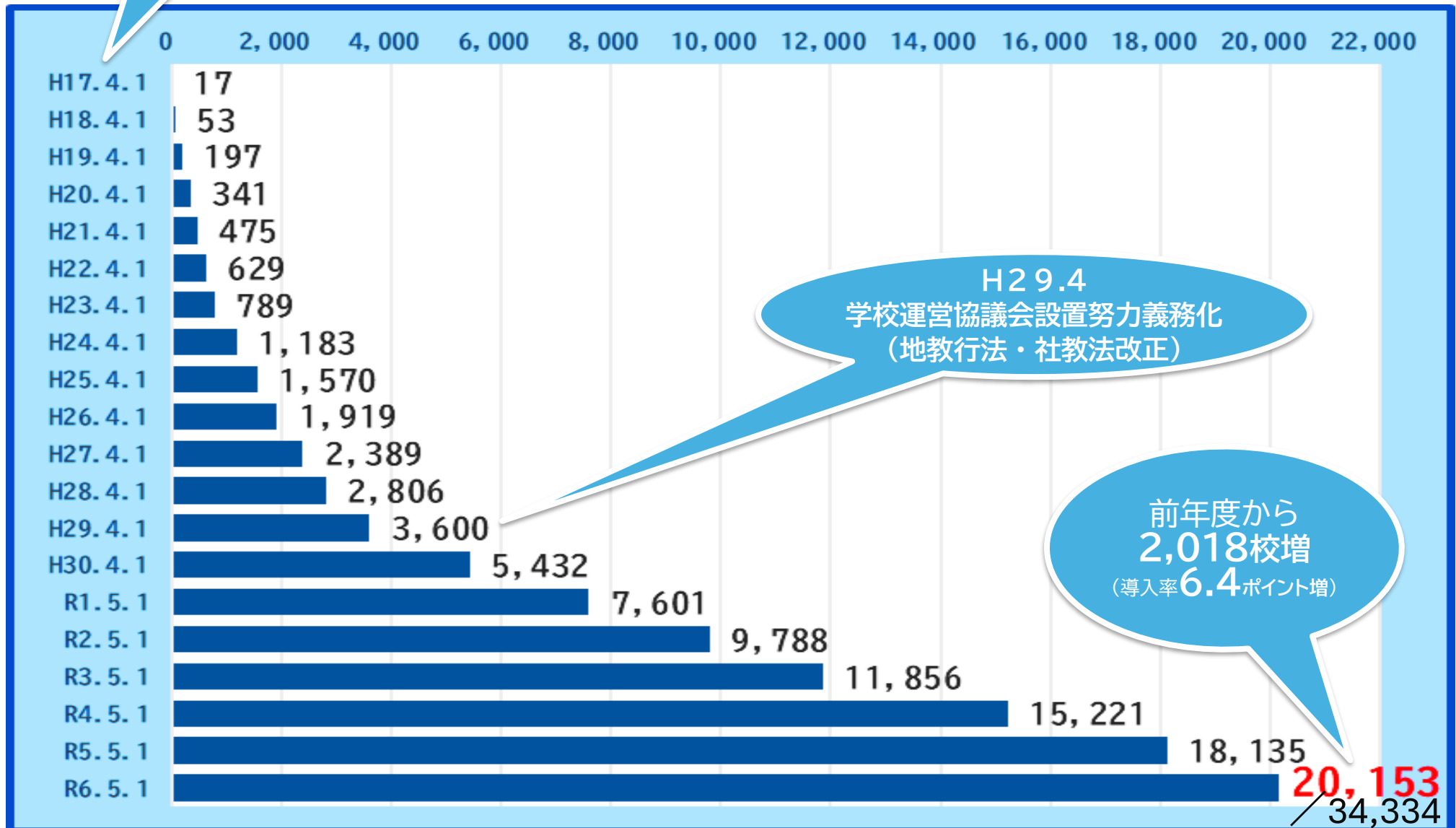
H16.9
学校運営協議会制度創設
(地教行法改正)

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334 校
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数

(文部科学省調べ)



(文部科学省調べ)

都道府県別導入率

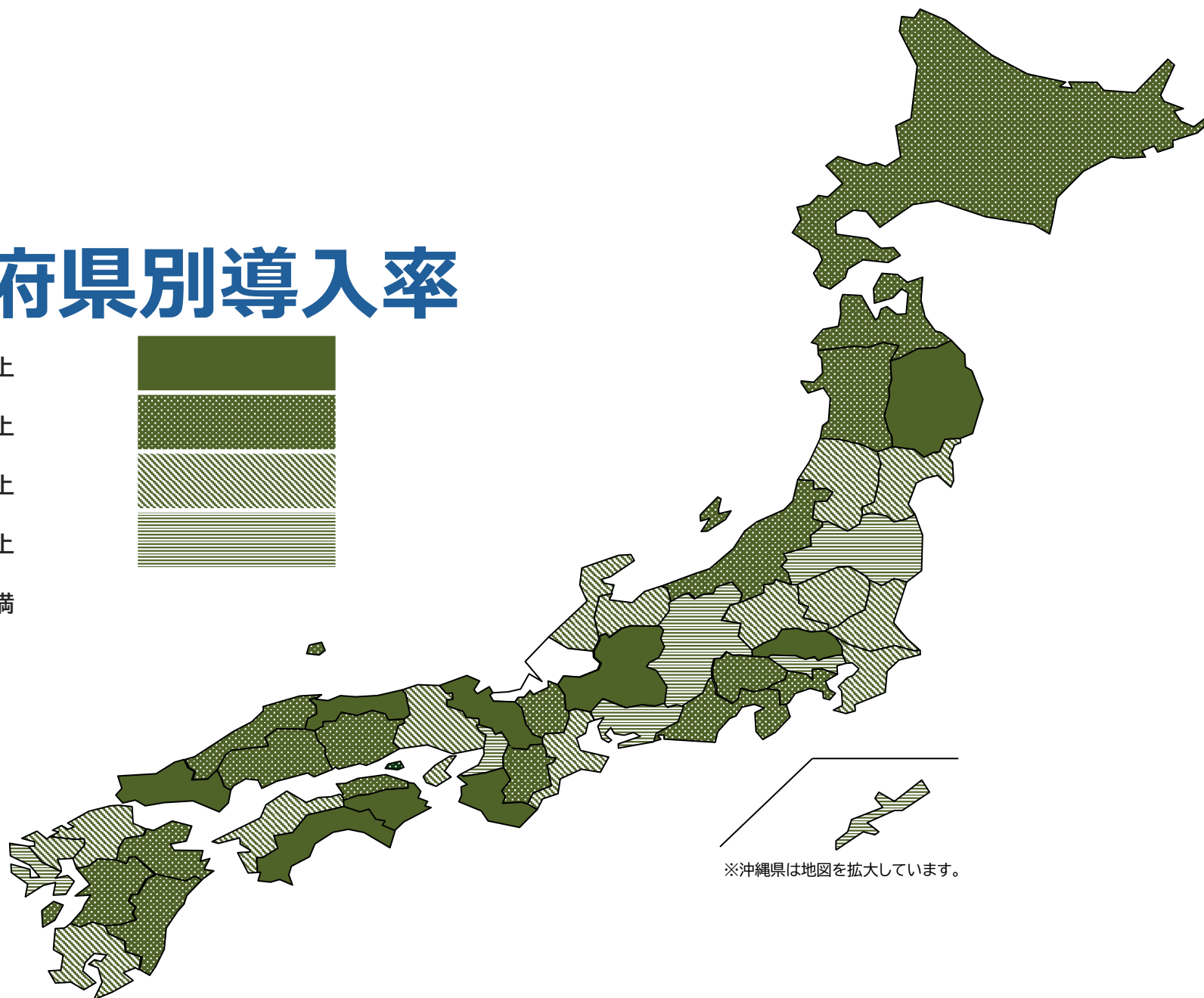
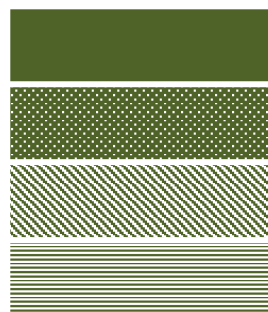
80%以上

60%以上

40%以上

20%以上

20%未満

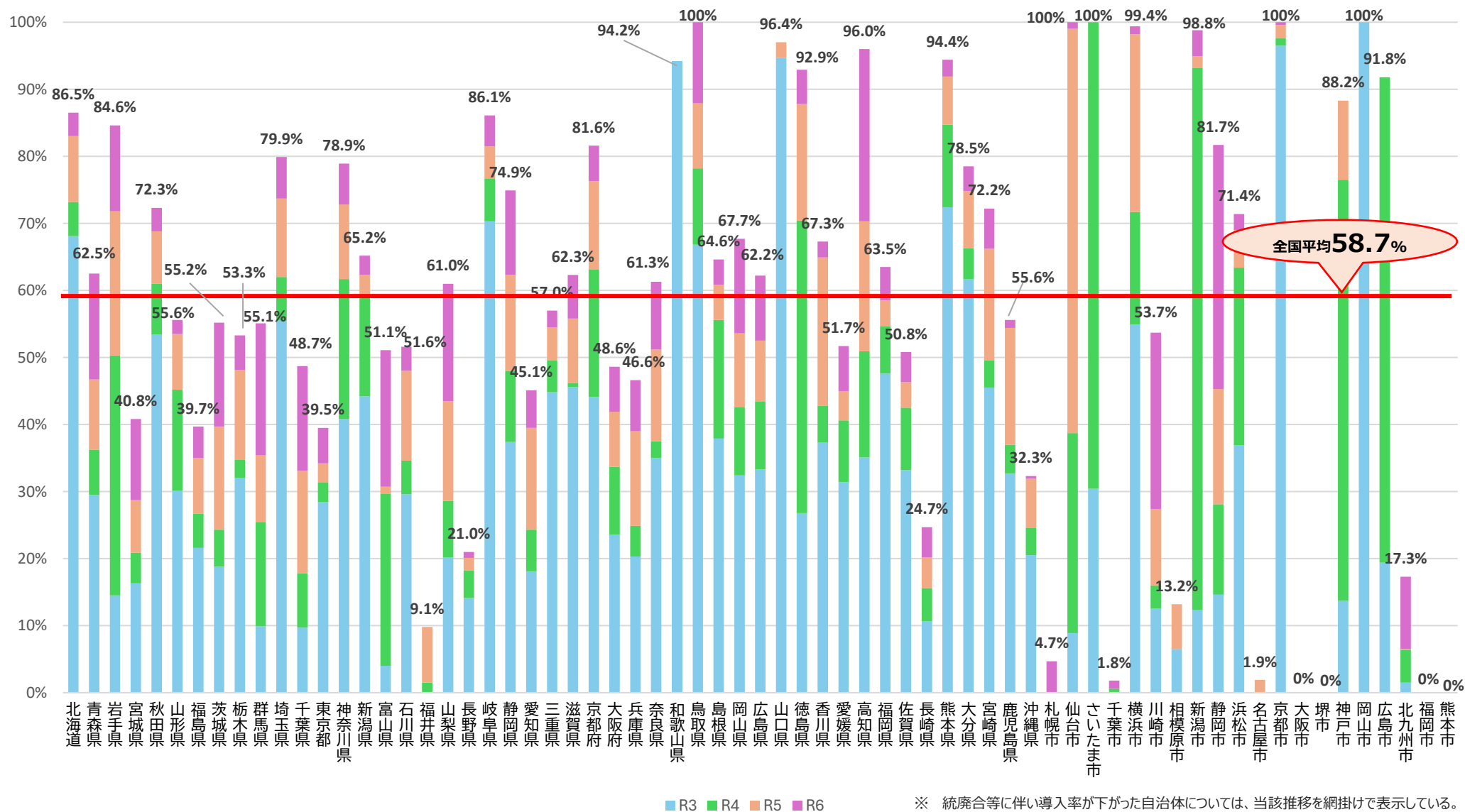


※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入率（令和3年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



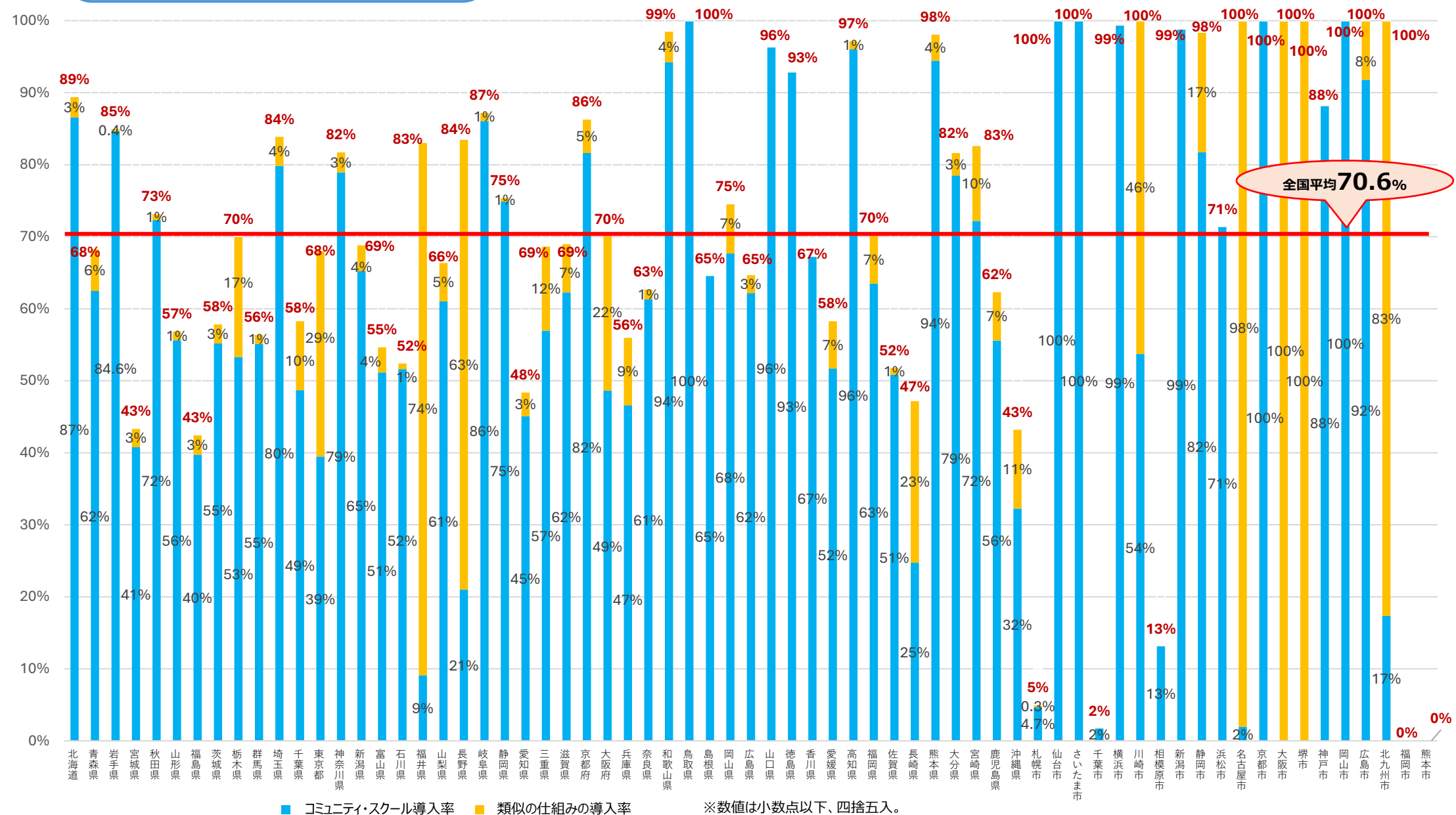
都道府県（指定都市含まず）

指定都市

コミュニティ・スクール及び類似の仕組みの導入率合計

令和6年5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種

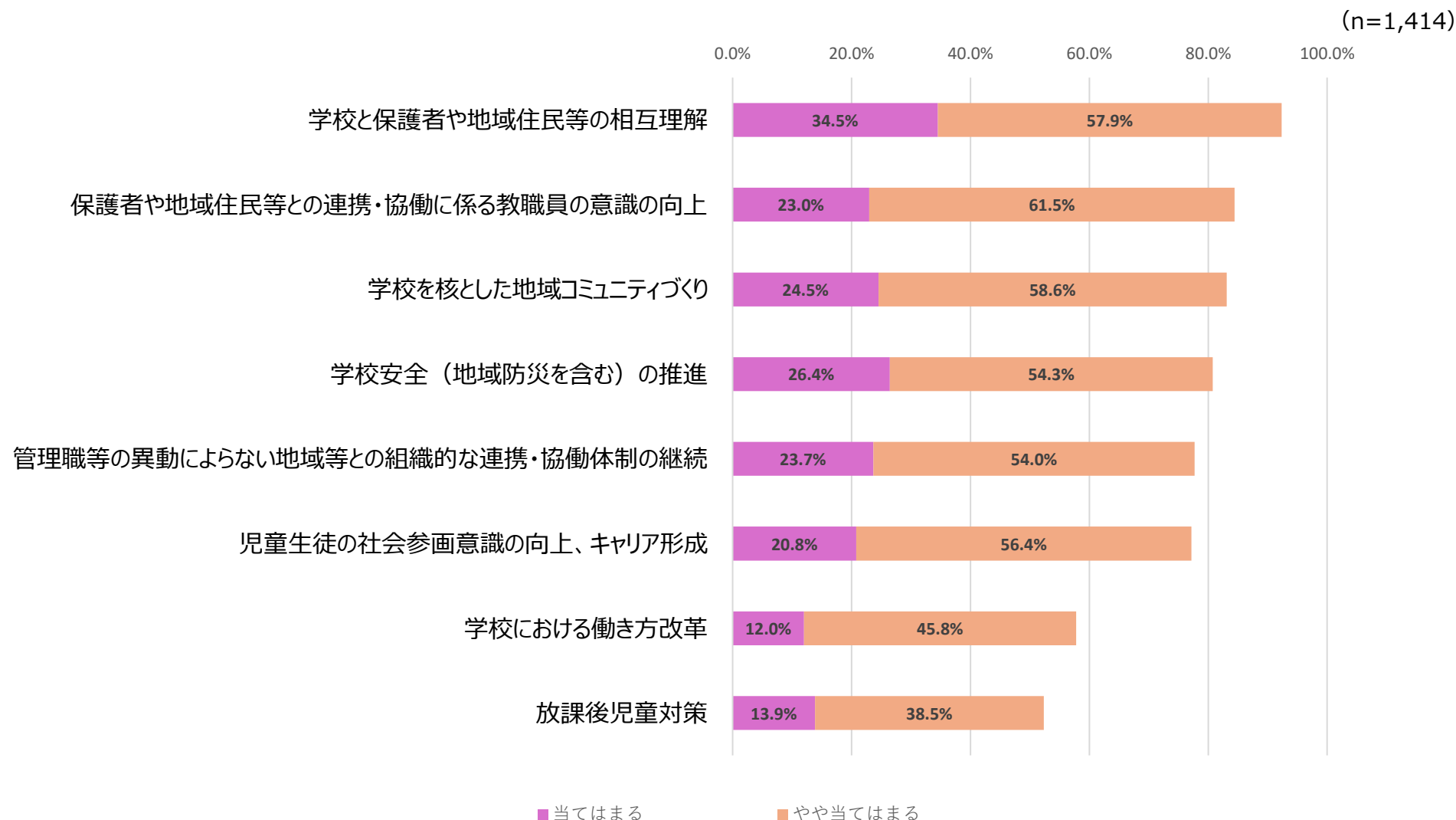


全国平均 70.6%

都道府県（指定都市含まず）

指定都市

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。



(3) CSマイスター、CSアドバイザー

令和7年度CSマイスター名簿

CS推進名誉マイスター（2名）

貝ノ瀬 滋 前三鷹市教育長、コミュニティ・スクール連絡協議会顧問

根本 洋治 前茨城県牛久市長

CSマイスター（33名）

赤松 梨江子 四国まなび未来ネットワーク研究所 代表

朝倉 美由紀 明星大学教育学部 特任教授

安齋 宏之 ふくしま学校と地域の未来研究所 代表

井上 尚子 一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE) 代表理事

今泉 良正 CSサポートみやぎ 代表

大谷 裕美子 ゆめ☆まなびネット 代表コーディネーター

翁長 有希 一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事

梶原 敏明 大分県玖珠町教育委員会 教育長

風岡 治 愛知教育大学 教授

香山 真一 岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長

小西 哲也 下関市立大学 特命教授

小見 まいこ NPO法人みらいずworks 代表理事

猿渡 智衛 鎌倉市こどもみらい部放課後かまくらっ子 推進参与

鈴木 廣志 栃木市地域政策課 社会教育指導員

大門 和喜 大阪府千早赤阪村教育委員会 教育長

高野 睦 秋田県由利本荘市立大内中学校 教諭

竹原 和泉

竹村 和之

玉利 勇二

出口 寿久

取釜 宏行

西 祐樹

野澤 令照

廣瀬 志保

福田 範史

福田 晴一

船坂 礼子

前川 浩一

森 万喜子

森 保之

安田 隆人

横澤 孝泰

四柳 千夏子

特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事

山口県立大学

社会福祉法人スマイリング・パーク 法人理事
宮崎医療管理専門学校 常務理事

旭川市立大学 教授

一般社団法人まなびのみなと 代表

福岡県春日市議会事務局 議事課 主査

利府町文化交流センター「リフノス」センター長

山梨県立笛吹高等学校 校長

鳥取県南部町教育委員会 元教育長

東京都北区教育委員会 教育長

瀬戸市教育委員会 CS統括コーディネーター
合同会社エデュエル 代表社員

長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター

青森県教育改革有識者会議 副議長

福岡教育大学教職大学院 副学長・研究科長

岡山県教育庁生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー

神奈川県教育委員会サポートオフィス 所長

三鷹市教育委員会 統括スクール・コミュニティ推進員

※ 各CSマイスターの所属・役職については令和7年4月時点です。

CSマイスター派遣について

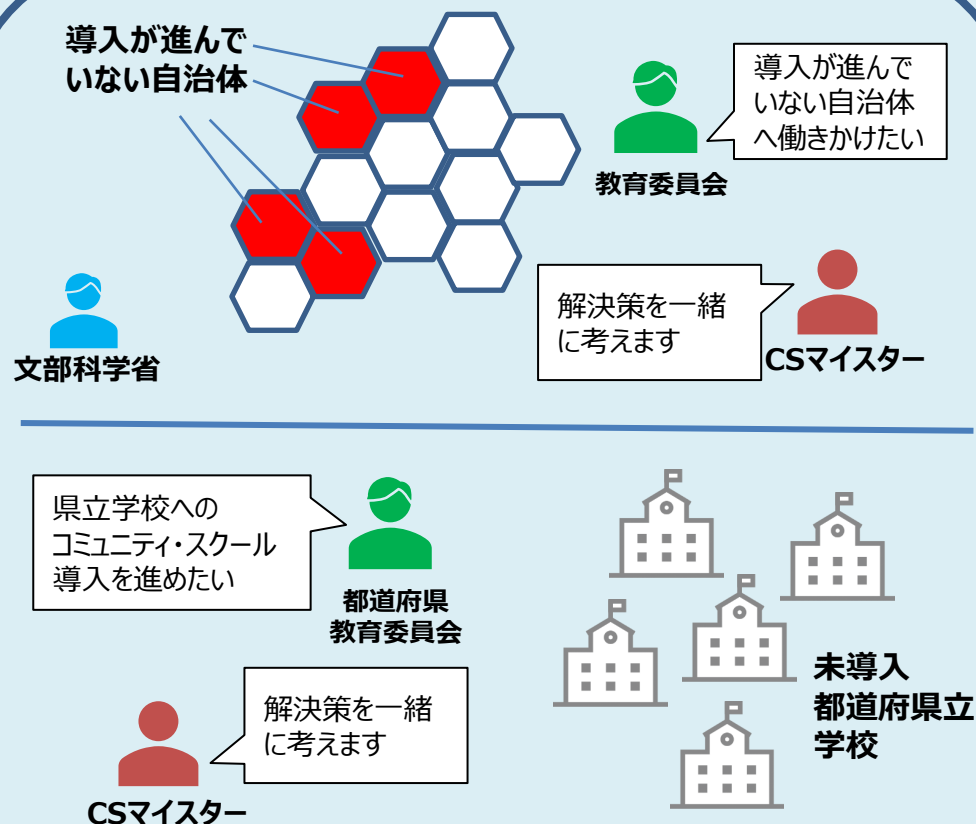
コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体・学校へ派遣し、導入促進に向けた積極的な働きかけを行う。

＜令和6年度実績＞

① プッシュ型派遣：25都道府県 6政令市 1中核市

② 依頼派遣 のべ102自治体

導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校への派遣



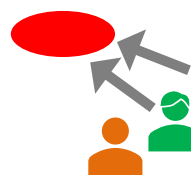
プランニングサポート



域内CS導入促進のプランニング助言

教育委員会が主体となり推進計画を立てる。CSマイスターは**アドバイザー**として関与する。

アクションサポート



都道府県教育委員会（アドバイザー）によるアクション

コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体や都道府県立学校に対して、**訪問や説明会の実施、関係者による協議等**を実施する。
（例：未導入自治体を集めた説明会の実施、高校校長会での説明）

フォローアップサポート



アクション後の進展サポート

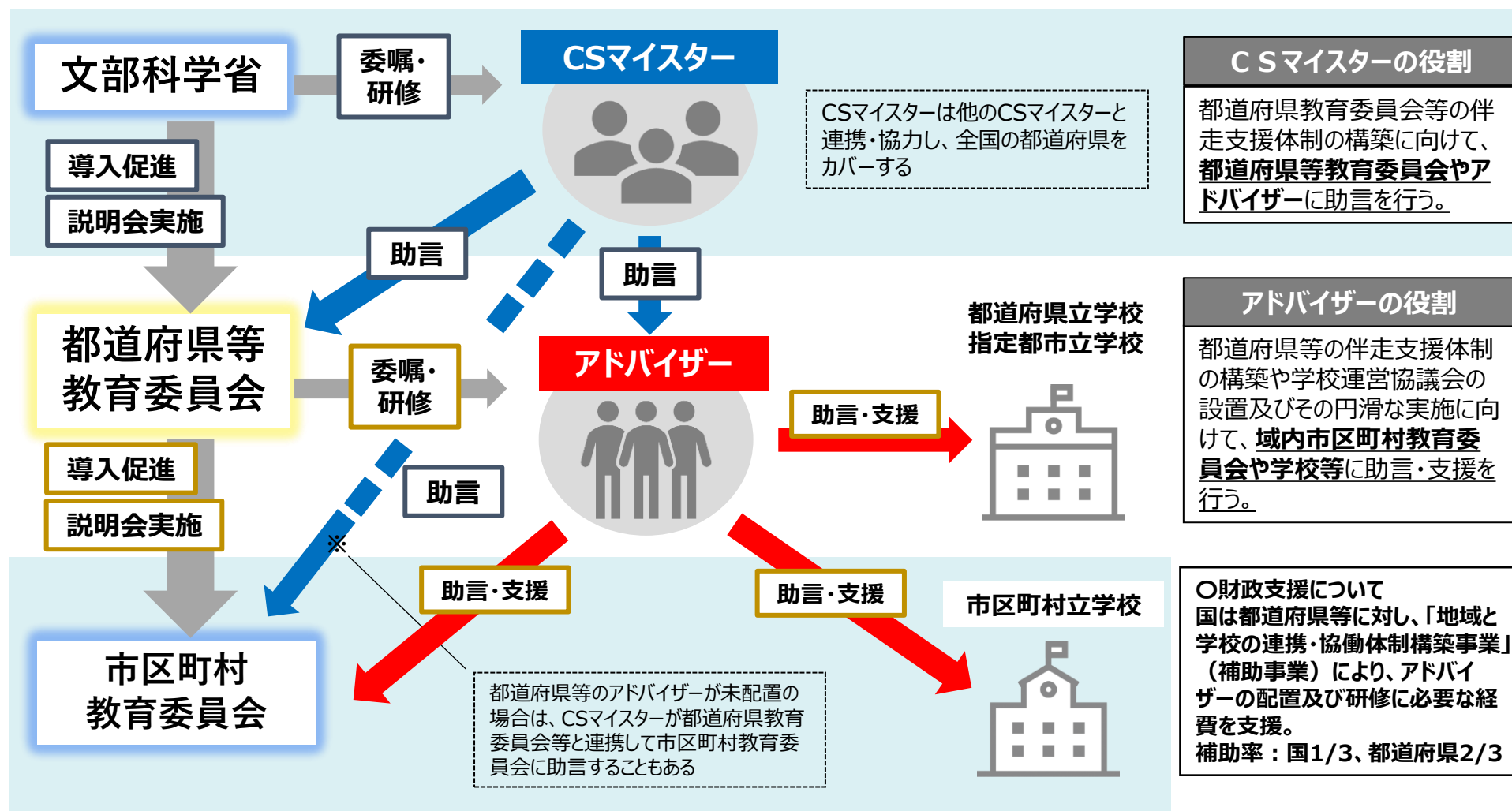
アクション後の効果を確認するとともに、**次の強化プランへの助言・支援**を行う。

都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマイスターとアドバイザーの役割



(4) 政府文書

政府重要文書におけるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

（質の高い公教育の再生）

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や部活動の地域展開・連携の全国実施を**加速する**とともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、キャリア教育やA I 活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やD X・A I・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、**学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。**

(5) 地方創生

「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について(通知)」(令和7年6月23日)

7 教 地 推 第 3 7 号
令 和 7 年 6 月 23 日

各都道府県・指定都市教育委員会
コミュニティ・スクール担当課長
地域学校協働活動担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
高田 行紀

「地方創生 2.0 基本構想」を踏まえた対応について (通知)

平素より、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な取組の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月13日に「地方創生 2.0 基本構想」(以下「基本構想」という。)が閣議決定され、基本構想では、「地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成」が政策パッケージとして掲げられ、「学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり」に関する内容が明記されました(別添1)。

各教育委員会におかれては、この基本構想の政策を推進するため、例えば、郷土教育や地元産業を担う人材育成の一層の充実に向け、学校運営協議会等における協議の場や地域学校協働活動を積極的に御活用いただくことを御検討願います。その際には、下記の点にも御留意願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、城内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等が適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

記

○ 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実にも努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。

○ 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。

○ 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業(別添2)」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」などの事業及び寄附の活用も考えられること。

○ 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例(別添3)」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【別添1】地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月13日閣議決定)抜粋

【別添2】地域と学校の連携・協働体制構築事業

【別添3】郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例

(参考1)

○ 地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月13日閣議決定)

[20250613_honbun.pdf](#)

(参考2)

○ 地域と学校の連携・協働体制構築事業

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/vosan/>

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html>

○ ふるさと納税ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

○ 企業版ふるさと納税ポータルサイト

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室地域学校協働企画係
TEL: 03-5253-4111(内線 2005、3284)
E-mail: s-manabi@mext.go.jp

- 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実に努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。
- 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。
- 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業(別添2)」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」などの事業及び寄附の活用も考えられること。
- 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例(別添3)」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

- ② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則 5 か年度以内 (最長 7 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(6) 部活動

地域学校共働本部が中心となって学校部活動を継承・発展させた地域クラブ活動を運営し、スムーズな地域移行を推進

豊田市は全学校でコミュニティ・スクール導入し地域学校共働本部を設置 # 豊田市では「地域学校協働本部」を「地域学校共働本部」と呼んでいる

ポイント1

地域指導者
登録数650名超

- 円滑な移行を実現するため、令和3年度から先行して地域指導者の募集を開始
- 現在650名を超える方々が登録、土日の学校部活動において活躍

ポイント2

市・地域学校共働本部が
実施主体

- 市と各中学校区の地域学校共働本部が連携して、地域クラブ活動を運営予定
- 主に市は指導者の量と質の確保、地域学校共働本部は現場管理と運営を担う

ポイント3

地域学校共働本部に
コーディネーターを配置

- 専属のコーディネーターを配置
- 地域クラブ活動に関する事務や学校施設・地域指導者の管理等を行う

ゴール

スポーツ・文化芸術活動等を通じ、こどもが地域社会とつながり、
生涯にわたって活躍できる「人づくり」及び「まちづくり」の推進

地域が主体となって部活動地域移行の足場を組む（新潟市立鳥屋野中学校）

背景

- ◆ 令和8年度からの部活動地域移行に向けて、どこからどのようにすすめていくのかが大きな課題であった。
- ◆ 受け皿団体、指導者や場所の確保、地域間格差等、学校と行政で解決できない課題が多数あった。

取組概要

学校運営協議会を核として、多角的な考えを踏まえて、部活動の地域移行に向けた取組をすすめることとした。

地域と学校の共通目標 ⇒ 「地域が主体となって中学生が様々なスポーツや文化活動に取り組める環境の保証」



工夫・ポイント・特徴的な取組

学校運営協議会

- ・各方面からの課題やニーズの収集と整理
- ・各方面へ、部活動地域移行の趣旨や地域クラブチームの仕組みを周知・共有
- ・新潟市へ部活動地域移行に向けた環境整備について陳情



地域学校協働活動

学校運営協議会で協議したことを踏まえて・・・

- ・多角的な観点を基に、鳥屋野中学校の生徒と地域に適した地域クラブチームの仕組みづくり
- ・運営組織、見守りの支援体制、教員の兼務を含めた指導体制、保険加入の準備を整え、完了
- 部活動から、順次、地域クラブチームへの移行を進めた。

**クラブチームが立ち上がり部活動の地域移行が本格的に走り出す
新潟市から行政的な支援も加わりR5年度からグッドスタートのための3年間でスタート**

意図的な人選による

プロ集団の結成

- 学校への関心・協力意欲が高い
- 年齢バランス
- ファシリテーターができる人（熟議を活発化するため）
- 地域のインフルエンサー

成果・効果

◆ 令和6年9月時点で18の部活動のうち、11の部活動がクラブチーム化しており、今後も様々なスポーツや文化活動に取り組める環境が整いつつある。

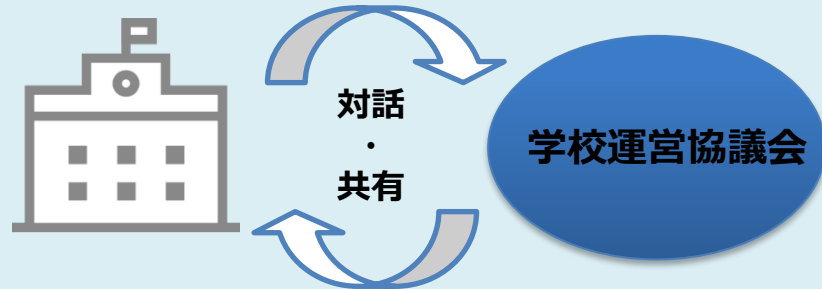
◆ 生徒、保護者や地域からも多くの理解と協力を得ながら、部活動の地域移行がすすんでいる。

・毎日の保護者の見守り、地域からの指導者の確保など、中学生がスポーツや文化活動に取り組むための環境の整備を保護者や地域・学校が一体となってすすめている。

(7) 高等学校

高等学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域社会との連携・協働）

①組織的・効果的な学校運営協議会の設置



学校運営協議会を運営するに当たっての「地域」の捉え方は、学区や市町などの行政区域（エリア）で地域を限定するのではなく、**高校の教育方針や教育活動の範囲（テーマ）に応じて柔軟に考えることが必要**

学校運営協議会委員の選定

例）保護者、大学教授、地元企業代表、商工会会員、NPO法人、地元自治会、県や市役所等の職員、同窓会、近隣高校校長、地元小・中学校長

学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要

②各学校の目標や実情等に応じた連携・協働

（例１）

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・ 国内外の高等教育機関
- ・ 国内外の企業等

（例２）

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・ 企業
- ・ 地元経済団体
- ・ 都道府県・市町村行政
- ・ 高等教育機関 等

（例３）

持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・ 地方公共団体
- ・ 産業界
- ・ 高等教育機関
- ・ NPO法人 等

各学校の目標や実情等に応じた地域社会との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、SSHやマイスター・ハイスクールの取組の充実を図る上でもコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが効果的

普通科・専門科を併設した学校における工夫例

〇〇高等学校運営協議会
（コミュニティ・スクール）

【委員構成例】

同窓会

A市教委

PTA

A市商工会

地元企業

B小学校

NPO法人

C中学校

県内大学

等

各部会を置き、実効性のある運営体制を構築

小中高
接続部会

小中高生の進路、地域課題解決、学力向上における地域に根差した接続を実現する。

産学官
連携部会

地域振興の担い手育成に向けた実践と長期就業体験を軸とした学校設定科目「（例）地域協働探究」のカリキュラム開発をする。

高大
接続部会

本校教育の質の向上と各教科・科目や探究学習のさらなる充実（高度化）を目指す。

高等学校における学校運営協議会のテーマ例（たたき台）

【これまでの想定されるテーマ】

- スクールポリシーの内容
- 教育活動、学校施設設備等の改善を通じた学校の特色化・魅力化
- 地域人材の育成（「総合的な探究の時間」の充実方策）
- 学校の働き方改革
- 進学（高大接続）、就職（産学連携）に向けた支援

【要検討テーマ】

⇒小中学校との違い、高校特有の課題を踏まえたテーマ設定

- 生徒募集方策（小中学校、小中学校PTAとの連携）
- 地域の担い手確保方策（防災活動、地元行事、自治会を担う人材の確保）
- 保護者の教育費負担の在り方（物品購入の必要性、充実した教育活動に必要な保護者負担）

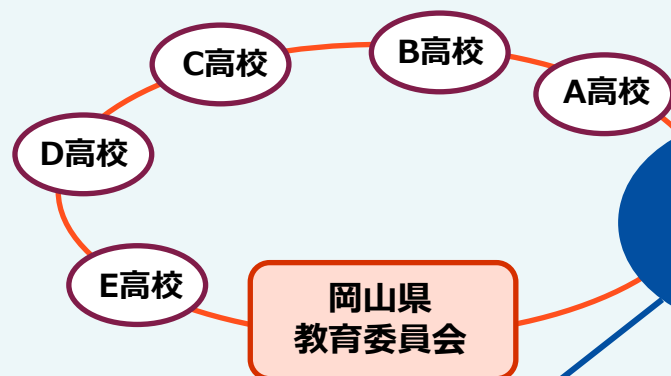
【事例】高等学校における学校運営協議会の体制について（岡山県立和気閑谷高校）

令和5年度～

岡山県立和気閑谷高等学校

岡山県立学校
初のCS設置
令和元年度～

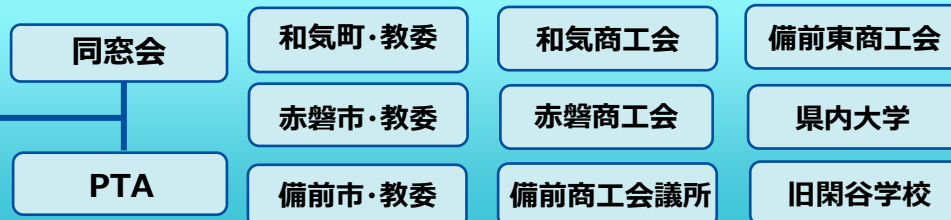
県内先進高校との連携・
協力体制を構築



普通科

キャリア探求科

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）



支援・協力

地域協働プログラム校内体制

教科、分掌等を超えた横断的組織
を構築し全校体制で推進

連携

県外の大学・商工会議所・商工会・岡山ESD
推進協議会・ASPnet（海外の姉妹校を含
む）・地域魅力化プラットフォーム 等

地域協働プログラムの推進

- ・ 学校設定教科「地域協働探究」（普通科2・3年次協働探究系選択者/地元企業・公共施設等でのインターンシップや地域行事等への参画等によるキャリア形成）をはじめ地域をフィールドとした教育活動を推進し、地域の方々と接することで学校では経験できない学びを体験
- ・ 地域をフィールドとした教育活動の推進に当たっては、CS委員等が支援・協力
- ・ 地元和気町では、地域との連携を推進するための支援員・コーディネータの配置や役場内に高校魅力化プロジェクトチームを設置するなど、高校の教育活動を支援

学校運営協議会の議題

生徒の代表が学校運営協議会に参加して意見を述べる等の主体的・対話的な取組も行い、生徒が主役となる学校づくりが進んでいる

第1回

- (1) 委員による授業見学「地域協働探究」
- (2) 会長・副会長の選出
- (3) 学校経営計画・予算について（承認）
- (4) 協議事項
「学校の魅力づくりとその発信について」

第2回

協議事項

「本校の魅力づくりについて」

- ① 特色ある取組（学校設定教科等）、
- ② 広報活動・本校志願者の受入環境の整備、
- ③ 地元自治体、産業界、教育機関の支援・協働体制

第3回

協議事項

- (1) 「学校関係者評価について」
- (2) 「次年度の学校経営計画と予算について」

特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

（学校）「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

（地域）「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

（生徒）「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ C S 導入状況（県立高校）

H28: 2校 → H29: 50校（100%）

- ◆ 避難所指定の協定締結数

42校（R6年1月時点）

探究学習や、地域課題の解決・地域活性化に専門性と経験を持つ推進員を配置し、学校での探究学習の企画や、地域との協働体制の構築を進めている。教員の伴走体制や、教員と推進員が互いの専門性を活かした連携や役割分担が、学校と推進員、地域一丸となった探究学習の推進に大きな役割を果たしている。



基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 大学時代から地域にフィールドワークに関わり、その後移住を経て継続的に地域活性化に取り組んでいる方が推進員として活動に取り組んでいる。大学での専攻であった地域協働やプロジェクトマネジメント、ファシリテーションの知識と経験、また地域住民や地元企業等とのネットワークを活用し、高校の探究学習の推進役として活動を行う。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 探究学習の統括役である教員と共に、「総合的な探究の時間」をはじめとした生徒の探究学習の企画(年間計画策定やカリキュラム作り)
- 探究学習のための体制構築(地域住民と学校を繋げる際の人選や手配)
- 地域住民同士の繋がり作りによるネットワークの耕し
- その他、教員の負担軽減のための部活動支援や給食指導、学校行事運営のサポートなど

◎活動時に意識していること

- 学校の要望に応じた連絡調整を基本的なスタンスとしているが、教員のニーズを理解したうえで、その実現に向けた意見出しや、自らのスキルを活かした実践も積極的に行っている。
- 推進員は探究学習の企画においてリーダーシップをとるが、個別の生徒の見取りやサポートは教員が行うなど、役割分担をしている。

◎専門性を活かして探究学習をコーディネート

- 探究学習に関する専門性を持つ教員がまだまだ少ない中で、大学で探究活動や地域課題解決・地域活性化等について学んだ専門性を活かした推進員のアドバイスが、探究担当の教員の強いサポートとなっていることに加え、教員間の足並みを揃えることにも寄与している。
- 自らが地域住民として持つネットワークを駆使して、学校に様々な連携先を紹介することができている。特に学校からアプローチがしにくい地域の個人や民間団体とのネットワーク構築において、推進員によるコーディネートが価値を発揮している。

◎推進員、教員、地域が一丸となるためのサポート

- 推進員の就任時、職員室に専用の席が設けられていたことで、教員集団の中に飛び込みやすくなった。
- 探究学習の統括役である教員が、推進員と同じ専門性のバックグラウンドを持っており、当初から推進員のスキルや考えに理解を示していたことが、推進員が伸び伸びと活動できたポイントであった。
- また教員側から、学校現場については初心者であった推進員に、学校のルールや必要な知識、求められている役割について明確に示したことで、相互理解の上でふるまうことができた。



教員

教員だけで探究学習を行っていた際には、「課題解決」と「問題解決」の混同など、教員ごとに授業の方向性が異なる等の課題がありました。推進員の専門的な知識のおかげで、大分足並みが揃ってきました。また、地域の方との連絡・調整においても、地域に軸足を持った推進員からの声掛けは、地域側からとても歓迎されており、非常に助かっています。

【事例】CSによる学校と地域が連携・協働した教育活動の実施（大分県立玖珠美山高校）

大分県立玖珠美山高校では、学校運営協議会場で学校運営上の成果と課題を共有し、意見交換することで、委員の提案を取り入れながら、総合的な探究の時間や様々なプロジェクトにおいて、地域と連携・協働した取組を実施

背景・取組概要

高校が所在している地域からの入学率が高いなど、地域とのつながりを作りやすい環境ではあったものの、地域側から見て、「県立学校は地域の学校」という意識が低く、連携・協働が進まなかったため、平成27年度からコミュニティ・スクールを導入。地域住民や保護者の声が学校運営に反映される仕組みが整備されることで、委員からの提案をもとにして、地域に根ざした多様な教育活動や地域の課題解決に向けたプロジェクトを実施

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会にて、学校側の課題を提示し、委員と意見交換することで、教育活動に対して様々なアイデアや協力が得られる
- ◆ 学校運営協議会の意見をそのまま年度内に実現することも多く、地域とともにある学校づくりのサイクルが生まれている

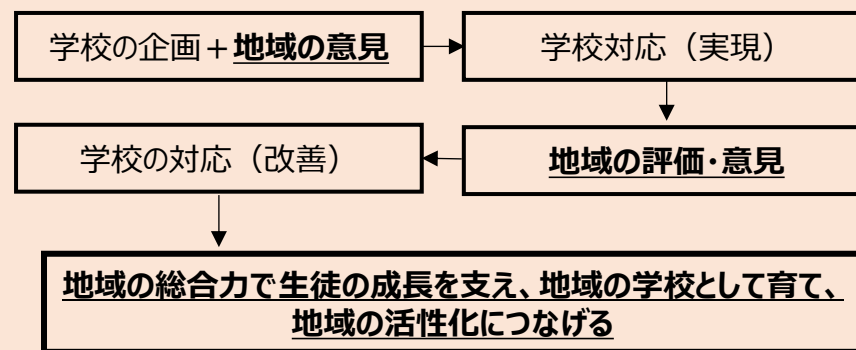
特徴的な活動

- ◆ 地域の農業、畜産、林業などの地域資源や地域の小中学校、大学、商工会など、多様なつながりを生かした教育活動
- ◆ 地域とのつながりができることにより、生徒が意欲的に地域貢献を行うようになるなど、地域の課題を解決するという主体性が育まれている

関係者の声

- （学校）「学校運営協議会は地域社会を学校に引き込み、学校が地域社会に出ていくための橋渡しの役割を果たしている」
- （生徒）「委員の方の協力のおかげで、校内だけではできなかった連携や研究を進められるようになった」

学校運営協議会を基盤とした地域とともにある学校づくりのサイクル



「玖珠の匠・達人に聞く」
講師として多様な地域人材が参画



「くすまち大麦プロジェクト」
地域資源（玖珠町産大麦）を活用し、
商品開発から販売、PR活動まで行う

【事例】専門高校におけるCSを活用した産学官の連携（広島県立庄原実業高校）

広島県立庄原実業高校は、学校運営協議会やコンソーシアムの仕組みを活用し、産学官が連携・協働した教育課程の実施などの地域と産業界、専門高校が一体となった取組を進めることで、地域の未来創造に貢献できる人材を育成している

取組概要

- ◆ コミュニティ・スクールの取組をきっかけとして「庄原ひとづくりコンソーシアム」を結成し、産学官が連携して、地域の持続的な成長を牽引する最先端の農業人材（スマート農業等の担い手）の育成に向けた取組を進めている

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員と地域の産学官の関係者たちが対話を重ねながら活動することで、関係者全員で目標・課題の共有が可能
- ◆ 産学官との協働研究の成果について生徒たちが委員に発表することで、学校運営協議会における効果的な改善策の議論につながっている

特徴的な取組

- ◆ 学校運営協議会での協議をもとに、以下の助言や援助を実施
 - ・ 科目「課題研究」に係る生徒への指導・助言、学習成果発表会での審査
 - ・ 最先端の農業技術習得のための実習に係る講師選定・講師との連携
- ⇒ 産学官と連携・協働した最先端の農業教育（スマート農業等）を実現

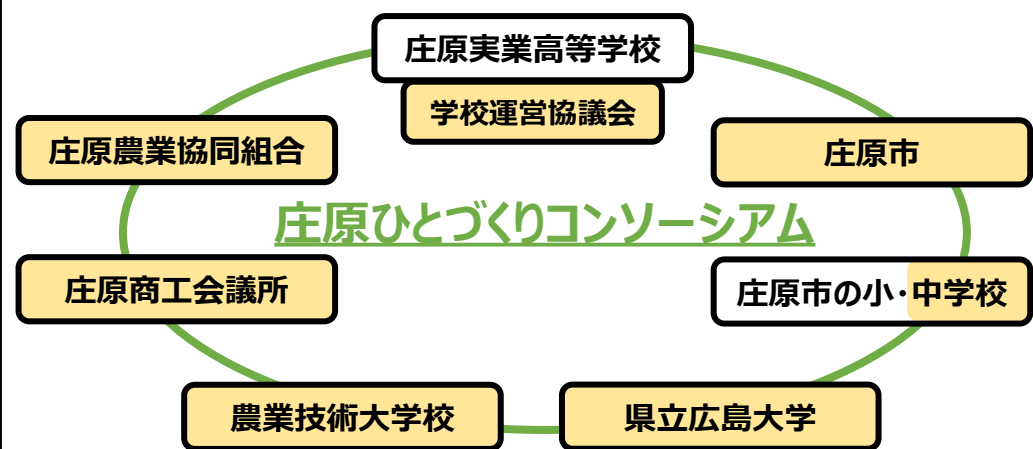
成果・効果

- ◆ 現在学んでいる学校・学科に進んだことを大変よかったと思っている生徒の割合
庄原実業高校：83.7%（回答対象高等学校の平均値43.1%）
- ◆ 地域に関する学習や体験活動を行うことで、地域の良さに気づくことができた生徒の割合
庄原実業高校：85.4%（回答対象高等学校の平均値78.6%）

産学官の連携体制

学校運営協議会での協議内容、学校や地域の目標・課題を「庄原ひとづくりコンソーシアム」と共有することで、産学官が連携・協働した教育課程を計画的・体系的に実施

：学校運営協議会にも参画



系統的な教育カリキュラムの実施

1 学年科目
「農業と環境」
地域の課題を知り、
解決策を提案

2 学年科目
「農業実践研究」
学校農場や地域の
実習先で実践

3 学年科目
「課題研究」
これまでの学習を踏
まえた研究



【事例】CSによる生徒の意見や考えを取り入れた学校運営の実施（山口県立山口高校）

山口県立山口高校では、学校運営協議会に生徒が参画することで、生徒の意見や考えを取り入れた学校運営を実施し、大人と生徒が同じ立場で熟議をすることで、生徒の主体性が育まれるだけでなく、委員や教職員の当事者意識も高めている

背景・取組概要

- ◆ 山口県では、学校運営にあたり、当事者である生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考え、学校運営協議会の場に生徒が参加する取組を推進

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会において、委員と生徒、教職員が互いに意見を交わすことで、参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれる（主権者教育）
- ◆ 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れることで、生徒が自己の在り方や生き方を考える機会となる

関係者の声

（委員）「生徒の様々な意見を聴くことができて大変良かった。生徒の意見を踏まえた学校支援を考えていきたい」（生徒の考えを大人が本気で実現する）

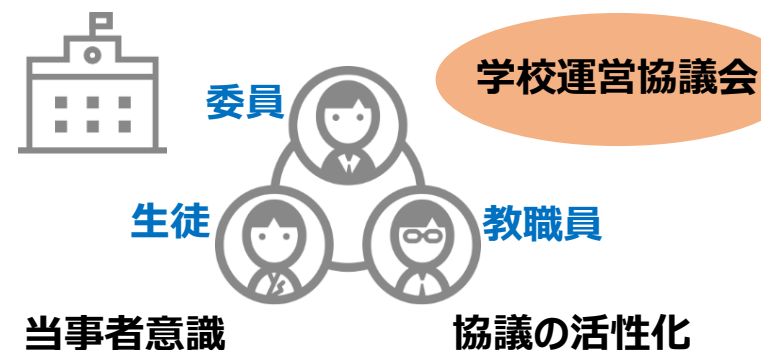
【熟議の例】

協議題 「『輝く未来の創造に挑む学校』の実現に向けて」

【グループで出た主な意見】

- ・「生徒や教職員が、めざす学校像や生徒像についてより理解する必要がある。」
- ・「地域と高校生が関わる機会、行事を増やし、地域に出る実践的な教育活動の場を作りたい。」
- ・「多様な人との交流の機会が少ないので地域との交流学習や卒業生によるキャリアトークを行ってはどうか。」

生徒が学校運営協議会に参画



会議の様子



会議の様子

委員、教職員、生徒からなるグループにより、熟議形式で意見交換



グループによる
熟議



熟議結果の
共有の様子

(8) 予算・その他

コミュニティ・スクールを活用した防災・減災のまちづくりの取組

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日 閣議決定）【抜粋】

基本的な考え方：「地域コミュニティの強化や平時のウェルビーイングにもつながっていく様々なフェーズフリー対策の活用」

第4章 推進が特に必要となる施策

（5）地域における防災力の一層の強化

「学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化」、「国民の防災意識の向上」

【岩手県大槌町】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と 学校課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

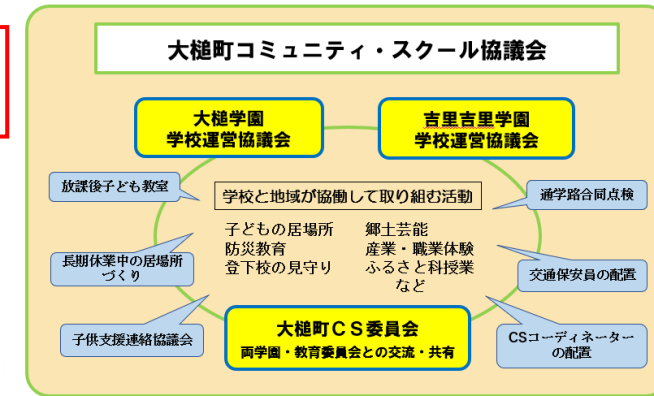
○教育環境の復興

- 安心して学べる新しい学校の建設
- 9年間の継続性を持った心のケア

○学校だけでは解決できない課題解決への取組

- 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

＜大槌町の小中一貫教育＞



【熊本県】地震の経験を踏まえ、全県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入

※令和4年度に全ての県立高校・特別支援学校が防災を含めた総合型CSに移行済み

特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

コミュニティ・スクールを活用して、**平時から**、学校・地域が協働して
防災・減災のまちづくりに取り組む体制を整備



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額 7,052百万円
(前年度予算額 7,050百万円)



文部科学省

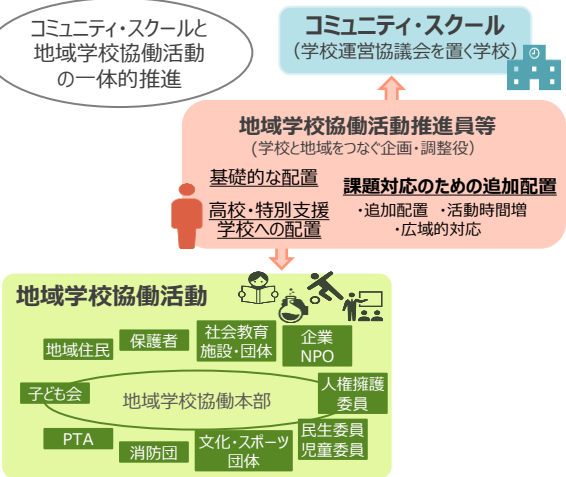
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

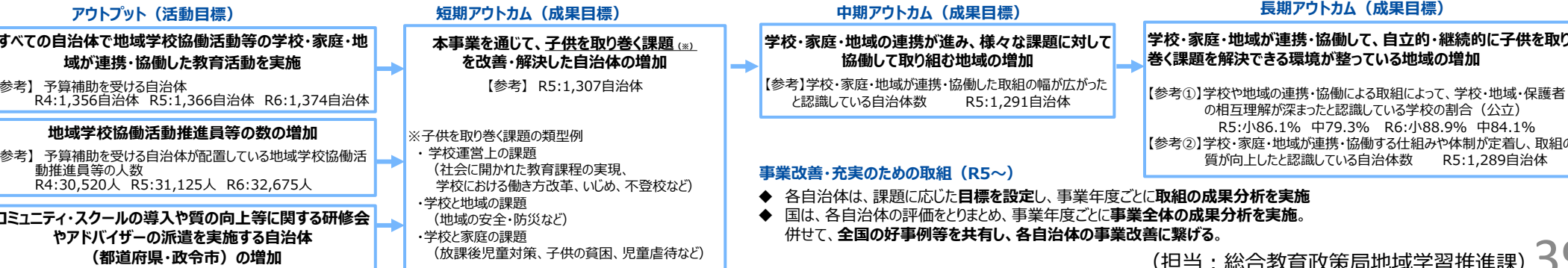
(3) 公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和7年2月時点）

本体はこちら ➡



《教育分野》

- ・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・ 公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・ 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・ 公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・ 公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・ 全国私立大学教職課程協会
- ・ 日本教育大学協会
- ・ 日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会
- ・ 指定都市教育委員会協議会
- ・ 全国都市教育長協議会
- ・ 中核市教育長会
- ・ 全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・ 全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- ・ 全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- ・ 全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・ 全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- ・ 公益社団法人日本教育会
- ・ 日本連合教育会
- ・ 一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・ 公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・ 公益財団法人産業教育振興中央会
- ・ 全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・ 全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益財団法人日本数学検定協会
（数学に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益社団法人全国学習塾協会
（学習塾業界等の発展と教育の質の向上等）

《スポーツ・文化分野》

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・ 公益財団法人日本ゴルフ協会
（ゴルフを通じた幸福や健康の増進、防災拠点の構築、教育活動の実施等）
- ・ 公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・ 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・ 一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益財団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- ・全国保育協議会
- ・公益財団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・健康・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・全国健康保険協会
(保健事業、ヘルスリテラシーの向上、児童生徒の健康意識の醸成 等)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考)「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 令和6年8月の中教審答申では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国学習塾協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国学習塾協会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実に図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R6.5.1） 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
（R6.10.1） 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上（R6補正）
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ **学校施設の積極的な活用**
- ⑥ **保育所等の積極的な活用**
- ⑦ **民間事業者による参入支援（R6補正）**
- ⑧ **スモールコンセッションによる事業所整備の周知**

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援（R6補正）
- ④ 平日夜間の人材確保支援（R7拡充）
- ⑤ **保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援**
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減（R6補正）
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ **放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減（R6補正）**

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① **夏季休業期間中における開所支援（R7拡充）**
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ **支援の単位あたりの児童数の考え方の検討**

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② **コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進**

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① **放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進（R7拡充）**
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- ③ **コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）**
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- ⑤ **放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業（R6補正）**
- ⑥ **朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）**
- ⑦ **能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援**

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ **地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実**

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ **放課後児童クラブ運営指針の改正**
- ⑥ **いわゆる「スキマバイト」への対応**

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② **総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討**

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ **学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>**

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

